

建築物の確認申請等に関するご案内

(平成24年7月 改訂)

川崎市まちづくり局
指導部建築審査課

はじめに

「すまい」をはじめとする建築物に対する要望が、近年、周辺環境へと向けられ、うるおいのある快適な生活空間の創造が求められ、それに伴い設計の内容も複雑多岐になっております。

建築基準法も時代の要請に応え数次にわたる改正が行われ、設計の自由度も一層拡大されており、設計者の皆様におかれましても、これらに応えるべく努力をされていることと存じます。

こうした状況のなかで、設計者の本来業務であります建築基準法等に適合するよう設計するという責任は、ますます重大になっていると考えます。

そこで、本市においても、確認申請等の合理化と円滑化を図るために、この「建築物の確認申請等に関するご案内」を作成いたしましたので、活用くださるようお願いいたします。

目 次

1 確認申請の受付及び審査	1
2 確認申請から検査済証受理までの手続きと事務の流れ(概略)	1
3 中間検査について	3
4 手数料について	4
5 用途地域及び道路調査について	5
関係部署のご案内	5

1 確認申請の受付及び審査

(1) 確認申請の受付について

申請書の受付及び審査は、まちづくり局指導部建築審査課で行います。

なお、平成19年6月20日より改正建築基準法が施行され、確認申請後の訂正、追記等については原則認められないこととなりました。申請者におかれましては以下の点を十分確認したうえでの申請をお願いいたします。

- ① 図書相互の整合性の確認
- ② 施行規則第1条の3に基づく添付図書の確認
- ③ 施行規則第1条の3に基づく図書に明示すべき事項の確認

また、建築審査課のホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/50/50kesins/home/top/index.htm>) に掲載している「チェックリスト」を活用していただき、申請時に提出をお願いいたします。

(2) 確認申請の審査の所管

ア 意匠及び設備：

意匠南部班（川崎区、幸区、中原区、高津区）

(TEL 200-3016、200-3044)

意匠北部班（宮前区、多摩区、麻生区）

(TEL 200-3045、200-3046)

イ 構造：

構造班 (TEL 200-3019、200-3023)

2 確認申請から検査済証受理までの手続きと事務の流れ(構造計算適合判定が必要な場合)



